

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月 9 日
【計算期間】	第 5 期（自 平成20年 9 月11日 至 平成21年 9 月10日）
【ファンド名】	ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオ
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的に、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有するＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象として運用を行います。（後記「２ 投資方針（１）投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1} - 追加型投信/国内/株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、株式（中小型株）に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））と記載しています。

決算頻度：年１回

投資対象地域：日本

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

^{*} １ 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち目論見書 または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。
決算頻度	年１回： 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を 源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型		株 式
	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回	日本		
中小型株				
債券	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年 6 回	欧州		()
公債	(隔月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	年12回			
クレジット属性	(毎月)	中南米		
()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他	中近東		
	()	(中東)		
その他資産		エマージング		
(投資信託証券				
(株式 中小型株)				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、

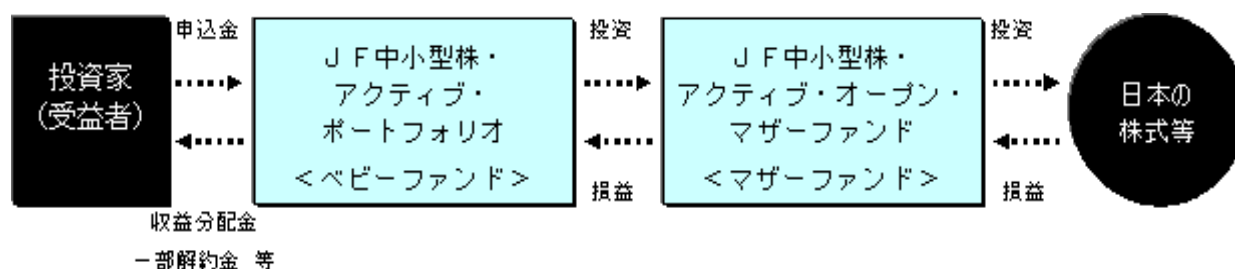
社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

H P アドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドがその資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



マザーファンドは、日本の株式の中からジャスダック上場株および中小型株やその他成長株を組み入れることにより、積極的に売買益の獲得をねらいます。

マザーファンドの投資対象は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位200銘柄を除いたものとし、ただし、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位200位に入った場合は、継続して保有できるものとし、

マザーファンドにおける個別株式の選別は、ポートフォリオ・マネジャーが行う企業に対する取材*によるボトムアップ・アプローチ方式で行います。

* 「取材」とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。また、「企業に対する取

材」を「企業取材」ということがあります。

当ファンドのベンチマークは、ラッセル野村中小型インデックス*（配当込み）とします。ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合もあります。また、日本の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

* ラッセル野村中小型インデックスとは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。

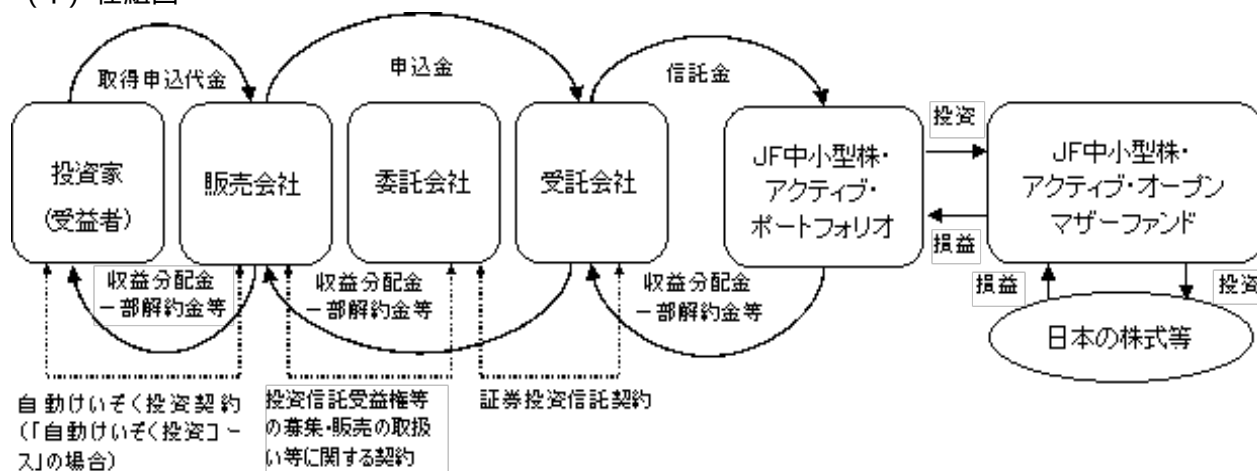
Russell/Nomura Total Marketインデックス（ラッセル野村総合インデックス）は、日本株式市場全体の時価総額上位約98%をカバーする指数で、このうち時価総額下位約50%の銘柄によりRussell/Nomura Mid-Small Capインデックス（ラッセル野村中小型インデックス）が構成されています。同指数の時価総額分類においては、市場の実勢を反映させるため安定持株控除後の時価総額を用いており、指数構成銘柄の見直しは原則年1回行われています。

Russell/Nomura日本株インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社およびRussell Investmentsに帰属します。なお、野村證券株式会社およびRussell Investmentsは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、委託会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

マザーファンドは株式の組入比率に制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち、積極的な運用を行います。

（２）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社が締結している契約等の概要

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

みずほ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

日興コーディアル証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券届出書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成２年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成７年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

２【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、主として日本の中小型株を投資対象とするマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

マザーファンドの銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心とします。

（ロ）投資態度

マザーファンドの運用は、ＪＦ運用本部の「ＪＦジャパン・ポートフォリオ・グループ」（以下「ＪＰＧ」といいます。）に所属する中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーが行います。

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーは、ＪＦ運用本部のＪＰＧに所属する中小型株担当以外のポートフォリオ・マネジャーおよびＪＦ運用本部のＪＰＧに所属しないポートフォリオ・マネジャーと随時情報交換を行っております。

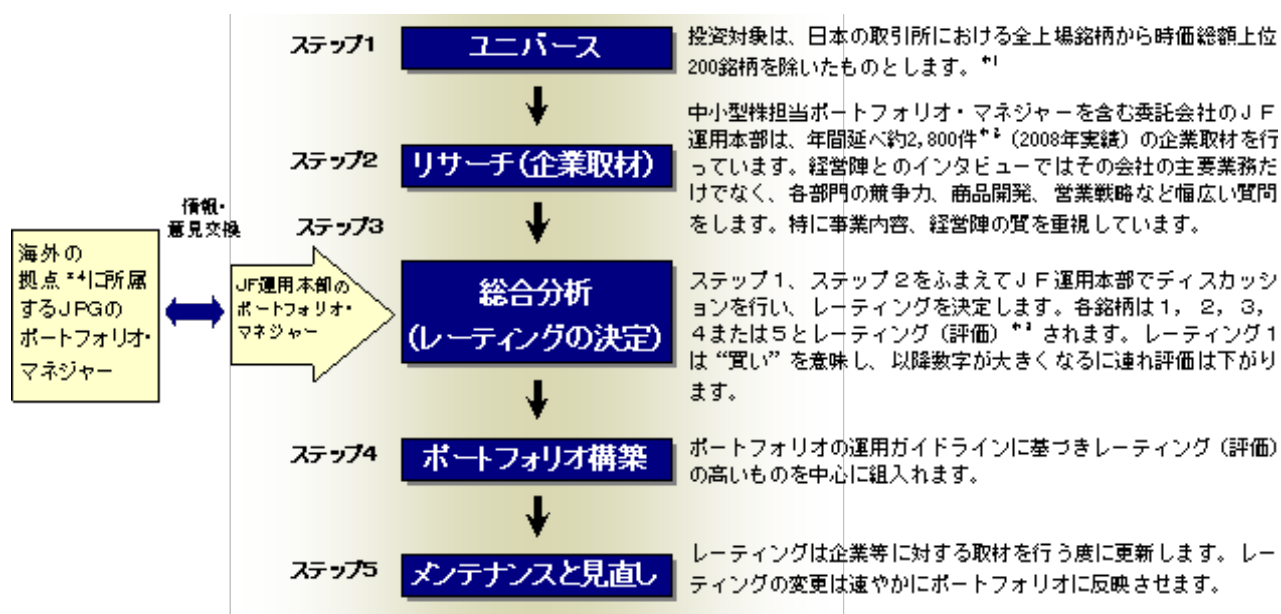
委託会社は、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ*の一員です。

ＪＰＧは、同グループ各社でＪＦ日本株式ストラテジーによる運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。

ＪＦ運用本部のポートフォリオ・マネジャーは、同グループの一員である海外の拠点に所属するＪＰＧのポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

* ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称して「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループということがあります。

マザーファンドの運用プロセスは次の図のとおりです。（なお、資金動向や市況動向により、以下のような運用ができない場合もあります。）



* 1 投資対象には不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権、および投資証券（以下あわせて「ＲＥＩＴ」といいます。）も含まれます。

* 2 「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

* 3 銘柄の評価は委託会社独自のものであり外部に公表することを目的とするものではありません。

* 4 「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であり、委託会社を除く拠点をいいます。

運用の手法

企業調査

ＪＦ運用本部は、年間延べ約2,800件*（2008年実績）の企業に対する取材を行い、その結果を総合的に分析して、マザーファンドの運用に反映させています。

（以下、企業に対する取材とその結果分析の過程を合わせて「企業調査」または「調査」といいます。）

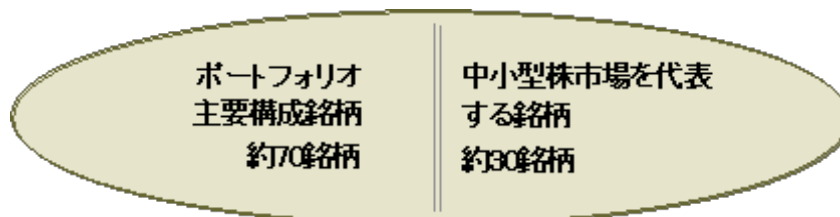
調査においては、中小型株市場について行いますが、マザーファンドではその中から日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位200銘柄を除いた銘柄に投資します。

* 大型株式を含むＪＦ運用本部の企業取材件数です。

コア・カバレッジ100

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオ主要構成銘柄である約70社およびポートフォリオ主要構成銘柄以外の中小型株市場を代表する銘柄約30社をあわせた合計約100銘柄を、コア・カバレッジ100と呼んでいます。

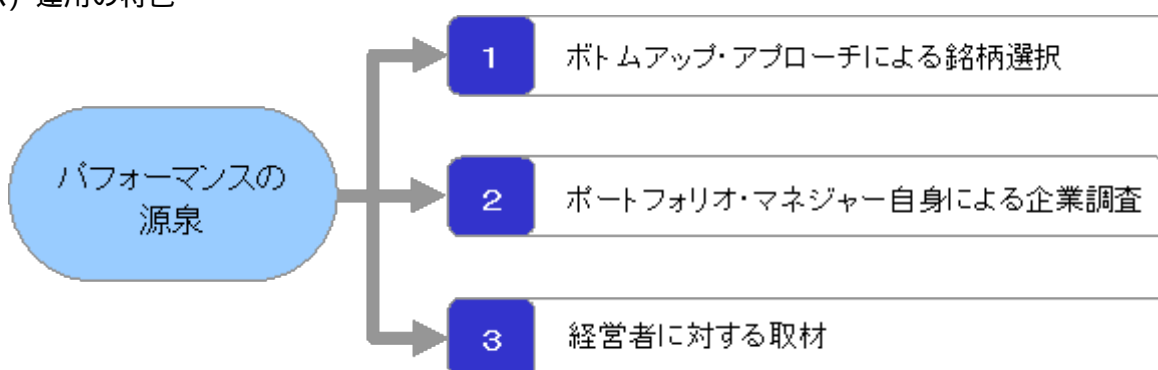
調査対象企業の多い中小型株市場において、代表的な銘柄を含むこの銘柄群を定時調査しています。



ニューアイデア銘柄

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーが行う企業調査において最も創造性が発揮されるのは、コア・カバレッジ100以外の銘柄についての調査であり、特にこれを重視しています。新しく魅力的な銘柄（ニューアイデア銘柄）を発掘するための調査活動を積極的に行っています。

(八) 運用の特色



徹底したボトムアップ・アプローチで銘柄を厳選します。

ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用手法です。

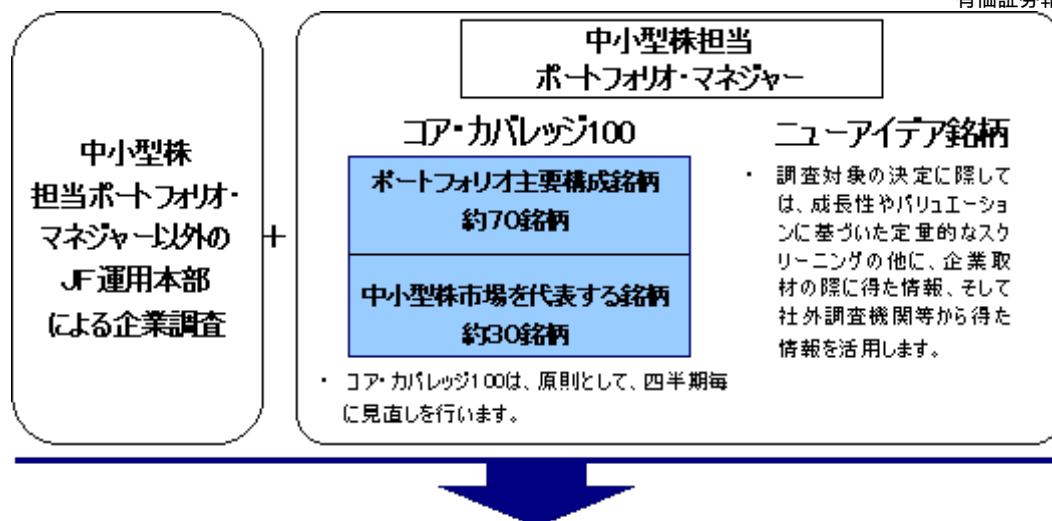
ポートフォリオ・マネジャー自身による徹底した企業調査を行います。

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーを中心とした、企業に対する取材によって得られた情報が直接、銘柄選択に反映されます。

原則として、企業取材は経営者本人に対して行われています。

企業取材時には、ビジネスモデルの有効性および経営者の質の見極めに重点を置いています。なお、ＲＥＩＴに関しては、その運用会社や投資法人の責任者に対して企業取材を行います。

(二) 企業調査体制



（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオ信託約款（以下「信託約款」といいます。））

次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利

（１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

（３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利

（４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利

（５）有価証券店頭オプション取引（旧証取法第２条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利

（６）有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第２条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利

（７）金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利

（８）スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第４条第５号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（イ、ロ、二に掲げるものを除きます。）

ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同

じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。以下同じ。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。以下同じ。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下同じ。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。（「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

- １．株券または新株引受権証券
 - ２．国債証券
 - ３．地方債証券
 - ４．特別の法律により法人の発行する債券
 - ５．社債券
 - ６．特定目的会社に係る特定社債券
 - ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券
 - ９．特定目的会社に係る優先出資証券
 - １０．コマーシャル・ペーパー
 - １１．新株引受権証券および新株予約権証券
 - １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１までの証券または証書の性質を有するもの
 - １３．投資信託または外国投資信託の受益証券
 - １４．投資証券または外国投資証券
 - １５．外国貸付債権信託受益証券
 - １６．オプションを表示する証券または証書
 - １７．預託証券
 - １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - １９．指定金銭信託の受益証券
 - ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - ２１．外国の者に対する権利で２０の有価証券の性質を有するもの
- なお、１の証券または証書、ならびに１２および１７の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに１２および１７の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３および１４の証券を以下「投資信託証券」といいます。

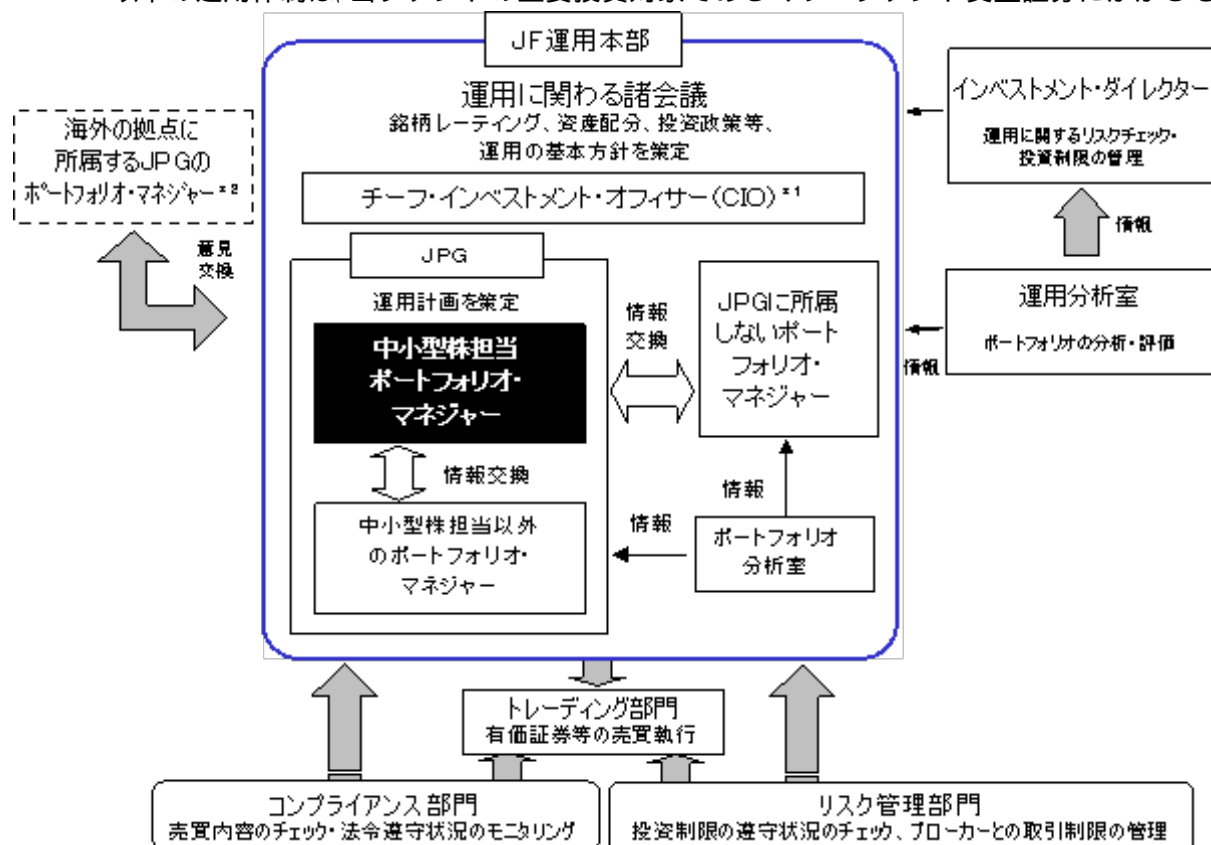
（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ハ）前記（イ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券にかかるものです。



* 1 運用に関わる諸会議を主催し、中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーを含むJF運用本部のポートフォリオ・マネジャーを統括します。

* 2 「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員である海外の拠点に所属しており、委託会社の所属ではありません。

JF運用本部は15名（2009年9月末現在）で構成されており、運用に関わる諸会議にて、銘柄レーティング、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャー（2009年9月末現在6名）を含むJF運用本部に所属するJPGのポートフォリオ・マネジャー（2009年9月末現在11名）は、運用に関わる諸会議の基本方針を踏まえ、運用計画を策定します。

中小型株担当ポートフォリオ・マネジャーは運用計画に基づき、投資判断を行います。

トレーディング部門は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、JF運用本部のポートフォリオ・マネジャーや運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。また、ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、JF運用本部のポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

運用部門から独立したリスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターするなど運用状況の管理・監督を行い、何らかの理由で特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。また、インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックおよび投資制限の管理を行います。

運用部門から独立したコンプライアンス部門は、売買内容のチェック・法令遵守状況のモニタリングを行います。

（注）上記のマザーファンドの運用体制・組織名称およびリスク管理体制は2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

信託約款第46条第１項のとおりとします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた信託約款第46条第１項第１号に定める配当等収益（同号に定めるみなし配当等収益を含みます。）から分配金額を決定します。ただし、繰越分を含めた信託約款第46条第１項第２号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。

受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額が、外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額の100分の30をいいます。以下同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
 6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額（外貨建資産組入可能額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいて、「マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および

第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能な金利先渡取引および為替先渡取引についてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引等総合計想定元本額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、金利先渡取引等総合計想定元本額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいて、「マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金ならびに有価証券の売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第11条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第11条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第11条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（マザーファンド信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも

のについてはこの限りではありません。

- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社

がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

Ｃ 前記ＡおよびＢの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

３【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。

当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって当ファンドは元金が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものとなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動が日本の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

中小型株式のリスク

中小型株式は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。中小型株式は大型株式に比べてより不安定であり、各国の景気および経済状況等の悪化からより大きな影響を受けます。したがって、マザーファンドが投資する企業は、経営状況の悪化、または経営危機的な状況等に陥る可能性が大型株式に比べて高いため、このことがより大きなリスク要因になります。これらのリスク要因により、中小型株式の価格は大型株式よりも不安定であり、より大幅に変動する可能性があります。また投資する市場の環境の悪化により、流動性はより低くなる可能性があります。これらのリスクは、比較的小規模で実績のない発行体の証券に投資する場合には強くなります。したがって、マザーファンドの信託財産の価値は、主として大型株式に投資する場合に比べて、より大幅に変動することが考えられます。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

為替変動リスク

為替相場の変動による価格変動リスクをいいます。マザーファンドは、純資産総額の30%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動により信託財産の価値が影響を受けることがあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還する

ことがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

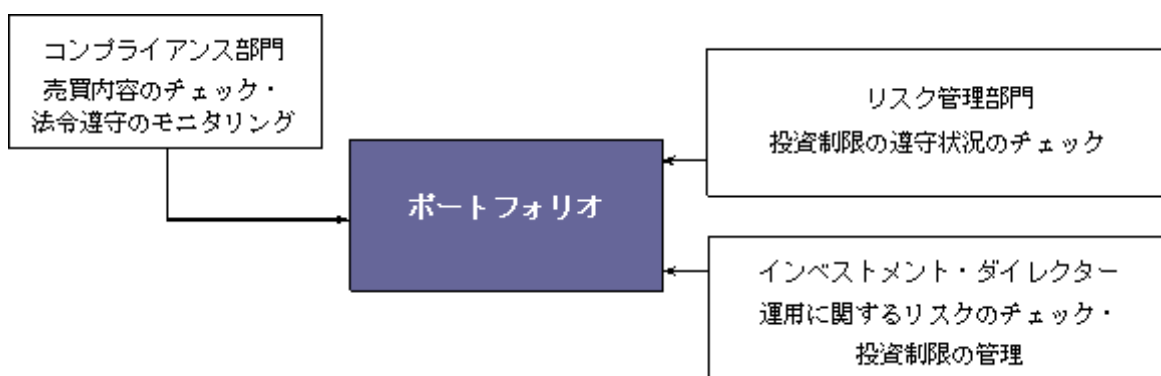
急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制



（平成21年9月末現在）

運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用分析室からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。また、四半期に一度、ポートフォリオ・マネジャーに対し、パフォーマンスの考査の結果を報告し、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。

コンプライアンス部門は、売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買内容のチェック、法令遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理部門は、投資制限の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、運用状況の管理・監督を行っています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

ただし、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

マザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665% (税抜0.73%)	年率0.735% (税抜0.7%)	年率0.105% (税抜0.1%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（ＲＥＩＴを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬

（ｂ）運用に付随して発生する費用

（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方

法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。

上記 から までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年9月末現在のものです。

個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

* 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

* 2 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、上記（ロ）一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（二）損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

* 上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

また、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金には益金不算入制度が適用されます。特別分配金は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年10月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	239,688,902	100.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	323,919	0.14
合計（純資産総額）		239,364,983	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」です（以下同じ）。

（参考）ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成21年10月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,043,907,790	98.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	79,985,147	1.94
合計（純資産総額）		4,123,892,937	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年10月9日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド	396,901,643	0.6340	251,635,642	0.6039	239,688,902	100.14

（参考）ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成21年10月9日現在）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価 額 単価 (円)	帳簿価 額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	13,700	8,310.00	113,847,000	8,240.00	112,888,000	2.74
2	日本	株式	テイ・エス テック	輸送用機器	71,800	1,703.00	122,275,400	1,552.00	111,433,600	2.70
3	日本	株式	ニトリ	小売業	13,150	7,270.00	95,600,500	7,450.00	97,967,500	2.38
4	日本	株式	楽天	サービス業	1,543	56,900.00	87,796,700	63,000.00	97,209,000	2.36
5	日本	株式	オートバックスセブン	卸売業	30,500	3,420.00	104,310,000	3,050.00	93,025,000	2.26
6	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	463,000	207.00	95,841,000	197.00	91,211,000	2.21
7	日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	50,700	1,745.00	88,471,500	1,699.00	86,139,300	2.09
8	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	101,700	895.00	91,021,500	816.00	82,987,200	2.01
9	日本	株式	ＮＥＣモバイルリング	情報・通信業	35,800	2,300.82	82,369,504	2,260.00	80,908,000	1.96
10	日本	株式	キッツ	機械	168,000	473.00	79,464,000	474.00	79,632,000	1.93
11	日本	株式	ワークスアプリケーションズ	情報・通信業	1,366	64,500.00	88,107,000	57,500.00	78,545,000	1.90
12	日本	株式	新光電気工業	電気機器	47,000	1,916.00	90,052,000	1,614.00	75,858,000	1.84
13	日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券・商品先物取引業	4,176	21,176.15	88,431,618	17,830.00	74,458,080	1.81
14	日本	株式	ガリバーインターナショナル	卸売業	11,490	6,310.35	72,505,937	6,300.00	72,387,000	1.76
15	日本	株式	エフピコ	化学	15,300	4,560.00	69,768,000	4,600.00	70,380,000	1.71
16	日本	株式	ツムラ	医薬品	21,400	3,150.00	67,410,000	3,130.00	66,982,000	1.62
17	日本	株式	ドワンゴ	情報・通信業	329	180,524.35	59,392,512	201,100.00	66,161,900	1.60
18	日本	株式	東京建物	不動産業	140,000	548.00	76,720,000	472.00	66,080,000	1.60
19	日本	株式	タカタ	輸送用機器	40,600	1,757.00	71,334,200	1,609.00	65,325,400	1.58
20	日本	株式	アーネストワン	不動産業	71,900	846.00	60,827,400	890.00	63,991,000	1.55
21	日本	株式	グローウェルホールディングス	小売業	30,100	2,005.00	60,350,500	2,110.00	63,511,000	1.54

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価 額 単価 (円)	帳簿価 額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	日本	株式	ナブテスコ	機械	61,000	1,069.00	65,209,000	1,041.00	63,501,000	1.54
23	日本	株式	大阪証券取引所	その他金融業	152	420,000.00	63,840,000	403,000.00	61,256,000	1.49
24	日本	株式	船井電機	電気機器	14,600	3,920.00	57,232,000	4,160.00	60,736,000	1.47
25	日本	株式	川崎汽船	海運業	166,000	409.00	67,894,000	365.00	60,590,000	1.47
26	日本	株式	ユニオンツール	機械	21,600	2,960.00	63,936,000	2,740.00	59,184,000	1.44
27	日本	株式	ティーガイア	情報・通信業	379	161,400.00	61,170,600	149,100.00	56,508,900	1.37
28	日本	株式	みらかホールディングス	サービス業	18,200	2,695.00	49,049,000	2,860.00	52,052,000	1.26
29	日本	株式	シミック	サービス業	2,230	25,110.00	55,995,300	22,990.00	51,267,700	1.24
30	日本	株式	石油資源開発	鉱業	10,800	4,850.00	52,380,000	4,620.00	49,896,000	1.21

種類別及び業種別投資比率

（平成21年10月9日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.14

（参考）ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成21年10月9日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	1.07
		鉱業	1.21
		建設業	1.25
		食料品	1.44
		化学	7.04
		医薬品	3.13
		ゴム製品	2.01
		ガラス・土石製品	0.95
		鉄鋼	1.12
		非鉄金属	0.87
		機械	6.80
		電気機器	9.82
		輸送用機器	11.12
		精密機器	0.52
		その他製品	1.98
		陸運業	0.50
		海運業	1.47
		倉庫・運輸関連業	0.10
		情報・通信業	10.05
		卸売業	7.32
		小売業	7.15
		証券、商品先物取引業	2.35
		その他金融業	3.38
		不動産業	4.78
		サービス業	10.63
合計			98.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月9日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成17年9月12日)	1	1	1.0821	1.0821
2期	(平成18年9月11日)	727	727	1.2386	1.2386
3期	(平成19年9月10日)	1,303	1,303	1.0323	1.0323
4期	(平成20年9月10日)	631	631	0.6136	0.6136
5期	(平成21年9月10日)	263	263	0.5403	0.5403
	平成20年10月末日	430	-	0.4599	-
	平成20年11月末日	424	-	0.4708	-
	平成20年12月末日	413	-	0.4787	-
	平成21年1月末日	353	-	0.4422	-
	平成21年2月末日	303	-	0.4075	-
	平成21年3月末日	294	-	0.4116	-
	平成21年4月末日	276	-	0.4353	-
	平成21年5月末日	288	-	0.4741	-
	平成21年6月末日	286	-	0.5102	-
	平成21年7月末日	273	-	0.5204	-
	平成21年8月末日	264	-	0.5372	-
	平成21年9月末日	247	-	0.5207	-
	平成21年10月9日	239	-	0.5139	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
１期	８.２
２期	１４.５
３期	１６.７
４期	４０.６
５期	１１.９

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年5月12日 「J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」信託契約締結、設定・運用開始

平成17年4月18日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

申込価格

取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した金額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに、取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、わが国の金融商品取引所のいずれかが半休日の場合は午前11時までとするなど受付時間が異なる場合があります。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

申込取扱場所	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ただし、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

換金の方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

換金価格

(a) 解約請求

換金申込日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

(b) 買取請求

換金申込日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた額とします。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。）

買取請求時の手続等については、販売会社にお問い合わせください。

（換金にかかる課税については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」をご参照ください。

解約請求・買取請求共、換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として、換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益権の引渡しについて

解約請求の場合

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みの際に個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

買取請求については販売会社にお問い合わせください。

受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後３時までとします。ただし、わが国の金融商品取引所のいずれかが半休日の場合は午前11時までとするなど受付時間が異なる場合があります。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社	本店および本社所在地
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ただし、一部の本支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年9月10日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5)【その他】

信託の終了等

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の当ファンドの解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその

理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 前記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドを解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- （注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「１ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、第４期計算期間（平成19年９月11日から平成20年９月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第５期計算期間（平成20年９月11日から平成21年９月10日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第４期計算期間（平成19年９月11日から平成20年９月10日まで）及び第５期計算期間（平成20年９月11日から平成21年９月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオ】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第４期 (平成20年９月10日現在)	第５期 (平成21年９月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	473	-
親投資信託受益証券	638,293,436	265,319,467
未収入金	2,731,520	1,310,905
流動資産合計	641,025,429	266,630,372
資産合計	641,025,429	266,630,372
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,731,520	1,310,905
未払受託者報酬	447,829	148,588
未払委託者報酬	6,403,838	2,124,672
その他未払費用	89,499	29,654
流動負債合計	9,672,686	3,613,819
負債合計	9,672,686	3,613,819
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 1,028,862,982	¹ 486,827,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 397,510,239	² 223,811,281
（分配準備積立金）	16,692	7,696
元本等合計	631,352,743	263,016,553
純資産合計	631,352,743	263,016,553
負債純資産合計	641,025,429	266,630,372

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 (自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日)	第５期 (自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日)
営業収益		
受取利息	6,190	-
有価証券売買等損益	503,494,439	109,456,391
営業収益合計	503,488,249	109,456,391
営業費用		
受託者報酬	1,109,991	366,599
委託者報酬	15,872,686	5,242,184
その他費用	221,869	73,202
営業費用合計	17,204,546	5,681,985
営業損失（ ）	520,692,795	115,138,376
経常損失（ ）	520,692,795	115,138,376
当期純損失（ ）	520,692,795	115,138,376
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	105,160,989	81,312,253
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	40,813,097	397,510,239
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	219,523,166
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	219,523,166
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,791,530	11,998,085
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,537,414	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,254,116	11,998,085
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	397,510,239	223,811,281

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第４期 (自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日)	第５期 (自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第４期 (平成20年 9月10日現在)	第５期 (平成21年 9月10日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,262,718,782円	1,028,862,982円
期中追加設定元本額	304,559,642円	22,397,208円
期中一部解約元本額	538,415,442円	564,432,356円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は397,510,239円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は223,811,281円 であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	1,028,862,982口	486,827,834口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第４期 (自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日)	第５期 (自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日)
1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	35,330,755円	16,733,285円
分配準備積立金額	16,692円	7,696円
当ファンドの分配対象収益額	35,347,447円	16,740,981円
当ファンドの期末残存口数	1,028,862,982口	486,827,834口
1万口当たり収益分配対象額	343.55円	343.87円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第４期 （平成20年９月10日現在）		第５期 （平成21年９月10日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）
親投資信託受益証券	638,293,436	389,963,800	265,319,467	27,075,979
合計	638,293,436	389,963,800	265,319,467	27,075,979

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区分	第４期 （平成20年９月10日現在）	第５期 （平成21年９月10日現在）
１口当たりの純資産額	0.6136円	0.5403円
（１万口当たりの純資産額）	（6,136円）	（5,403円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成21年９月10日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・ マザーファンド	418,484,965	265,319,467	
合計			418,484,965	265,319,467	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年 9 月10日現在)	(平成21年 9 月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		166,428,302	87,896,489
株式		5,464,154,100	4,386,879,480
未収入金		17,393,087	76,692,538
未収配当金		6,667,900	4,139,800
未収利息		1,823	120
流動資産合計		5,654,645,212	4,555,608,427
資産合計		5,654,645,212	4,555,608,427
負債の部			
流動負債			
未払金		5,553,169	96,714,146
未払解約金		26,832,873	11,575,788
流動負債合計		32,386,042	108,289,934
負債合計		32,386,042	108,289,934
純資産の部			
元本等			
元本	1	7,941,837,537	7,014,355,213
剰余金			
欠損金		2,319,578,367	2,567,036,720
剰余金合計	2	2,319,578,367	2,567,036,720
元本等合計		5,622,259,170	4,447,318,493
純資産合計		5,622,259,170	4,447,318,493
負債・純資産合計		5,654,645,212	4,555,608,427

(２) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年 9 月11日 至 平成20年 9 月10日)	(自 平成20年 9 月11日 至 平成21年 9 月10日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年 9 月10日現在）	（平成21年 9 月10日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	10,047,687,225円	7,941,837,537円
期中追加設定元本額	1,146,824,721円	706,230,315円
期中解約元本額	3,252,674,409円	1,633,712,639円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
ＪＦ中小型株・アクティブ・オープン	5,937,698,932円	5,263,522,132円
ＪＦ日本中小型株ファンド	496,356,682円	653,000,078円
ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオ	901,671,756円	418,484,965円
ＪＦＦｏＦｓ用中小型株・アクティブ・オープンＦ（適格機関投資家専用）	606,110,167円	679,348,038円
合 計	7,941,837,537円	7,014,355,213円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,319,578,367円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,567,036,720円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,941,837,537口	7,014,355,213口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成20年 9 月10日現在）		（平成21年 9 月10日現在）	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	5,464,154,100	1,204,588,859	4,386,879,480	619,333,674
合計	5,464,154,100	1,204,588,859	4,386,879,480	619,333,674

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区分	(平成20年 9 月10日現在)	(平成21年 9 月10日現在)
1 口当たりの純資産額	0.7079円	0.6340円
(1 万口当たりの純資産額)	(7,079円)	(6,340円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表（平成21年 9 月10日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	ホクト	21,500	2,125.00	45,687,500	
	石油資源開発	10,800	4,850.00	52,380,000	
	ショーボンドホールディングス	11,800	1,779.00	20,992,200	
	長谷工コーポレーション	411,000	121.00	49,731,000	
	大明	99,000	904.00	89,496,000	
	日本電設工業	7,000	852.00	5,964,000	
	雪印乳業	60,000	322.00	19,320,000	
	メルシャン	106,000	229.00	24,274,000	
	東洋水産	16,000	2,305.00	36,880,000	
	日産化学工業	18,000	1,357.00	24,426,000	
	石原産業	212,000	95.00	20,140,000	
	ミルボン	9,200	2,525.00	23,230,000	
	小林製薬	5,700	4,030.00	22,971,000	
	日本高純度化学	47	350,000.00	16,450,000	
	エフビコ	15,300	4,560.00	69,768,000	
	ユニ・チャーム	13,700	8,310.00	113,847,000	
	科研製薬	20,000	816.00	16,320,000	
	ツムラ	21,400	3,150.00	67,410,000	
	日医工	10,900	3,230.00	35,207,000	
	東和薬品	3,600	4,410.00	15,876,000	
	沢井製薬	3,500	5,330.00	18,655,000	
	キャンバス	200	2,100.00	420,000	
	住友ゴム工業	101,700	895.00	91,021,500	
	日本電気硝子	36,000	937.00	33,732,000	
	太平洋セメント	332,000	144.00	47,808,000	
	大和工業	9,500	2,695.00	25,602,500	
	大平洋金属	29,000	788.00	22,852,000	
	日立電線	135,000	289.00	39,015,000	
	日本製鋼所	24,000	1,167.00	28,008,000	
	ナブテスコ	61,000	1,069.00	65,209,000	
	ユニオンツール	21,900	2,960.00	64,824,000	
	マースエンジニアリング	13,800	3,480.00	48,024,000	
	グローリー	19,000	2,195.00	41,705,000	
	キッツ	168,000	473.00	79,464,000	
	日本電産	6,900	6,960.00	48,024,000	
	大崎電気工業	30,000	1,053.00	31,590,000	
	メルコホールディングス	12,900	1,822.00	23,503,800	
	日本信号	36,600	962.00	35,209,200	
	船井電機	17,100	3,920.00	67,032,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	シスメックス	12,100	4,110.00	49,731,000	
	スタンレー電気	11,100	1,800.00	19,980,000	
	新光電気工業	59,900	1,916.00	114,768,400	
	小糸製作所	16,000	1,334.00	21,344,000	
	ユニプレス	19,800	1,332.00	26,373,600	
	ダイハツディーゼル	36,000	521.00	18,756,000	
	いすゞ自動車	463,000	207.00	95,841,000	
	武蔵精密工業	50,700	1,745.00	88,471,500	
	タカタ	40,600	1,757.00	71,334,200	
	ティ・エス テック	71,800	1,703.00	122,275,400	
	ニプロ	11,300	2,105.00	23,786,500	
	日本写真印刷	9,000	4,910.00	44,190,000	
	ビジョン	13,100	3,570.00	46,767,000	
	セイノーホールディングス	60,000	821.00	49,260,000	
	川崎汽船	166,000	409.00	67,894,000	
	グリー	5,400	8,440.00	45,576,000	
	三菱総合研究所	1,000	2,200.00	2,200,000	
	ドワンゴ	302	179,400.00	54,178,800	
	ティーガイア	429	161,400.00	69,240,600	
	ソネットエンタテインメント	26	176,400.00	4,586,400	
	ワークスアプリケーションズ	1,366	64,500.00	88,107,000	
	シンプレクス・テクノロジー	133	42,600.00	5,665,800	
	A C C E S S	96	268,000.00	25,728,000	
	イー・アクセス	676	68,200.00	46,103,200	
	N E C モバイリング	23,200	2,230.00	51,736,000	
	カプコン	19,500	1,840.00	35,880,000	
	双日	131,000	190.00	24,890,000	
	ガリバーインターナショナル	9,460	6,320.00	59,787,200	
	シークス	43,000	776.00	33,368,000	
	キャノンマーケティングジャパン	28,900	1,538.00	44,448,200	
	神鋼商事	84,000	169.00	14,196,000	
	オートバックスセブン	33,600	3,420.00	114,912,000	
	ミスミグループ本社	20,000	1,765.00	35,300,000	
	ポイント	4,490	5,690.00	25,548,100	
	グローウェルホールディングス	30,100	2,005.00	60,350,500	
	コスモス薬品	15,900	2,310.00	36,729,000	
	サイゼリヤ	22,900	1,626.00	37,235,400	
	スギホールディングス	25,300	2,015.00	50,979,500	
	ニトリ	13,150	7,270.00	95,600,500	
	S B I ホールディングス	2,134	21,170.00	45,176,780	
	マネックスグループ	928	37,600.00	34,892,800	
	極東証券	35,100	679.00	23,832,900	
	東京センチュリーリース	36,500	1,153.00	42,084,500	
	日本証券金融	50,200	752.00	37,750,400	
	大阪証券取引所	152	420,000.00	63,840,000	
	パーク 2 4	25,800	993.00	25,619,400	
	東京建物	186,000	548.00	101,928,000	
	アーネストワン	71,900	846.00	60,827,400	
	タクトホーム	122	81,400.00	9,930,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	シミック	2,230	25,110.00	55,995,300	
	ソネット・エムスリー	151	303,000.00	45,753,000	
	ぐるなび	186	222,900.00	41,459,400	
	イーピーエス	112	375,000.00	42,000,000	
	プレステージ・インターナショナル	165	153,900.00	25,393,500	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	4,227	12,900.00	54,528,300	
	みらかホールディングス	18,200	2,695.00	49,049,000	
	楽天	1,543	56,900.00	87,796,700	
	ニチイ学館	33,800	1,001.00	33,833,800	
小計	銘柄数：	97		4,386,879,480	
	組入時価比率：	98.6%		100.0%	
合計				4,386,879,480	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
資産総額	243,705,813	円
負債総額	4,340,830	円
純資産総額(-)	239,364,983	円
発行済口数	465,743,852	口
1口当たり純資産額(/)	0.5139	円

（参考）J F 中小型株・アクティブ・オープン・マザーファンド

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
資産総額	4,241,409,606	円
負債総額	117,516,669	円
純資産総額(-)	4,123,892,937	円
発行済口数	6,828,361,181	口
1口当たり純資産額(/)	0.6039	円

第５【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
１期	1,134,701	-	1,134,701
２期	596,011,454	9,602,242	587,543,913
３期	917,965,376	242,790,507	1,262,718,782
４期	304,559,642	538,415,442	1,028,862,982
５期	22,397,208	564,432,356	486,827,834

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券届出書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

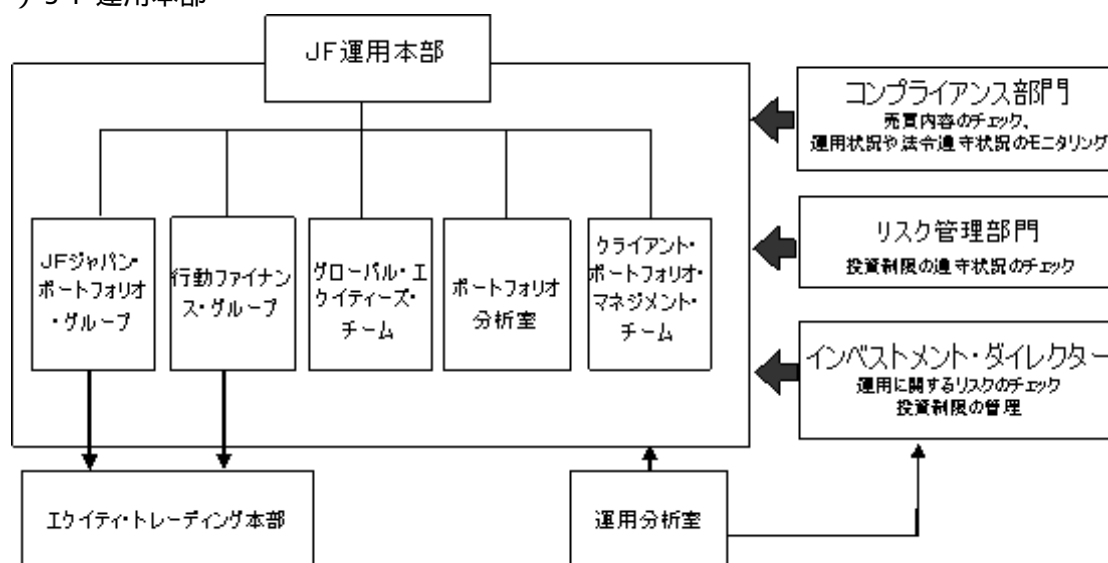
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

投資運用の意思決定機構

（イ）ＪＦ運用本部



ＪＦ運用本部は、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

ＪＦ運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

ＪＦジャパン・ポートフォリオ・グループは、ＪＦ日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。

クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ＪＦ運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているＪＦストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する事項を行います。

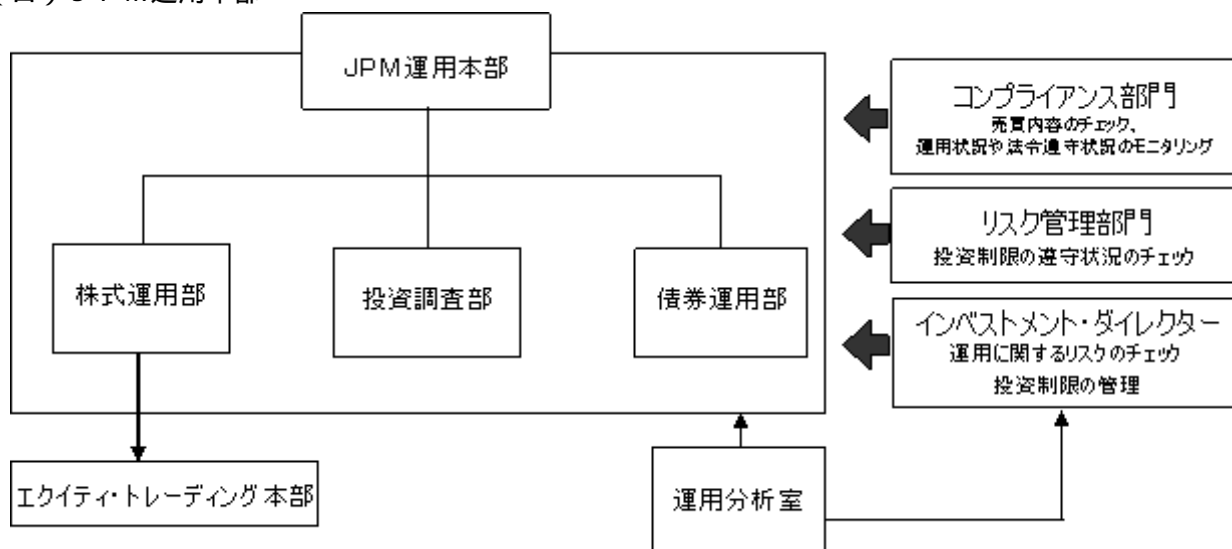
エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J F 運用本部および運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、J F 運用本部のポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（ロ）J P M運用本部



J P M運用本部は、J P M戦略に基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJ P M戦略に基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。

運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J P M運用本部およびインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（注）上記（イ）および（ロ）の意思決定機構・組織名称等は、2009年12月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は68本、親投資信託32本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。平成21年10月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は9,310億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第18期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第19期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、第18期事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表及び第19期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第18期 (平成20年 3月31日)			第19期 (平成21年 3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			9,354,204			13,273,564	
立替金			7,199			2,912	
前払費用			37,125			25,590	
未収入金			1,378,981			81,394	
未収委託者報酬			3,605,899			1,449,280	
未収収益			2,949,643			1,679,413	
未収還付法人税等			-			347,915	
繰延税金資産			474,730			565,915	
その他			-			97,879	
流動資産計			17,807,784	80.3		17,523,865	87.2
固定資産							
投資その他の資産			4,382,354			2,582,346	
投資有価証券		3,485,313			1,639,519		
敷金保証金		80,641			79,401		
繰延税金資産		763,532			843,805		
その他		52,866			19,619		
固定資産計			4,382,354	19.7		2,582,346	12.8
資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

有価証券報告書（内国投資信託）

		第18期 （平成20年 3 月31日）			第19期 （平成21年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			117,791			227,241	
未払金			2,930,605			1,473,824	
未払収益分配金		1,827			1,999		
未払償還金		23,153			22,246		
未払手数料		1,417,638			521,491		
その他未払金		1,487,986			928,087		
未払費用			2,698,858			1,213,341	
未払法人税等			472,430			14,482	
賞与引当金			853,648			1,115,766	
役員賞与引当金			41,576			66,080	
流動負債計			7,114,910	32.1		4,110,736	20.5
固定負債							
長期未払金			7,522			3,471	
賞与引当金			821,753			1,200,522	
役員賞与引当金			173,860			177,812	
退職給付引当金			147,169			294,701	
固定負債計			1,150,305	5.1		1,676,507	8.2
負債合計			8,265,215	37.2		5,787,244	28.7

		第18期 (平成20年 3月31日)			第19期 (平成21年 3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	10.0		2,218,000	11.0
資本剰余金			1,000,000	4.5		1,000,000	5.0
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,142,942	50.2		11,338,597	56.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,109,265			11,304,921		
株主資本計			14,360,942	64.7		14,556,597	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			436,018	1.9		237,629	1.1
評価・換算差額等計			436,018	1.9		237,629	1.1
純資産合計			13,924,923	62.8		14,318,967	71.3
負債・純資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

（２）【損益計算書】

		第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）			第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			17,864,749			15,781,383	
投資顧問料			10,489,106			-	
運用受託報酬			-			9,028,193	
その他営業収益			421,315			240,511	
営業収益計			28,775,171	100.0		25,050,087	100.0
営業費用							
支払手数料			6,679,308			5,986,412	
広告宣伝費			391,429			166,611	
調査費			6,928,125			5,395,927	
委託調査費		6,779,989			5,079,552		
調査費		138,807			290,580		
図書費		9,328			25,793		
委託計算費			329,137			373,679	
営業雑経費			418,113			388,946	
通信費		33,464			44,786		
印刷費		365,972			308,992		
協会費		7,481			29,547		
諸会費		11,194			5,620		
営業費用計			14,746,114	51.2		12,311,577	49.1

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,296,250			5,399,518	
役員報酬		126,179			159,032		
給料・手当		2,272,332			3,021,451		
賞与		1,834,973			1,002,858		
賞与引当金繰入額		1,535,026			957,374		
役員賞与		238,709			116,524		
役員賞与引当金繰入額		215,436			70,031		
その他の報酬		73,592			72,247		
福利厚生費			370,832			360,063	
交際費			42,447			48,650	
寄付金			16,890			15,685	
旅費交通費			202,082			173,409	
租税公課			81,397			68,074	
不動産賃借料			535,266			812,982	
退職給付費用			116,581			199,742	
退職金			68,794			210,774	
消耗器具備品費			138,044			117,591	
事務委託費			164,429			165,407	
関係会社付替費用			2,180,518			2,909,618	
諸経費			124,387			150,136	
一般管理費計			10,337,923	35.9		10,631,656	42.5
営業利益			3,691,132	12.9		2,106,853	8.4

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
分配金・償還金時効		13,889			-		
受取配当金		3,198			4,089		
有価証券売却益		529,092			-		
投資有価証券売却益		-			12,155		
為替差益		67,742			-		
その他営業外収益		36,496			14,993		
営業外収益計			650,419	2.2		31,238	0.1
営業外費用							
為替差損		-			232,044		
業法上の負担額	1	13,751			-		
投資有価証券売却損		-			50,453		
その他営業外費用		1,612			37,008		
営業外費用計			15,363	0.1		319,506	1.3
経常利益			4,326,188	15.0		1,818,585	7.2
特別利益							
前期損益修正益		-			15,546		
特別利益計			-	-		15,546	0.1
特別損失							
投資有価証券評価損		-			1,260,823		
ゴルフ会員権評価損		-			16,296		
特別損失計			-	-		1,277,119	5.1
税引前当期純利益			4,326,188	15.0		557,013	2.2
法人税、住民税及び事業税			1,768,693	6.1		667,696	2.7
法人税等調整額			71,827	0.3		306,338	1.2
当期純利益			2,485,667	8.6		195,655	0.7

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）	第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,623,598	11,109,265
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	11,109,265	11,304,921
株主資本合計		
前期末残高	11,875,274	14,360,942
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	14,360,942	14,556,597
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	191,651	436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	627,669	198,390
当期変動額合計	627,669	198,390
当期末残高	436,018	237,629
評価・換算差額等合計		
前期末残高	191,651	436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	627,669	198,390
当期変動額合計	627,669	198,390
当期末残高	436,018	237,629
純資産合計		
前期末残高	12,066,925	13,924,923
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	627,669	198,390
当期変動額合計	1,857,998	394,045
当期末残高	13,924,923	14,318,967

重要な会計方針

項目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるた め、当事業年度に帰属する額を計 上しております。 (2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親 会社の運営する株式報酬制度に係 る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき退職給付引当 金を計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事 業年度から費用処理しておりま す。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞ れ発生した翌事業年度から費用処 理することとしております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する 株式報酬制度に係る将来の費用負 担に備えるため、当事業年度に帰 属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。 この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。 なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方法によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。 (追加情報) 当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したこととともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。	

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
-	1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
-	2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。
-	3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」（当事業年度492千円）は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。
-	4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」（当事業年度21,581千円）は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
* 1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2（改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条）に基づく負担額であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第19期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）	第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第18期（平成20年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	733,986

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

第19期（平成21年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	400,656

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）	第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																																																				
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>退職給付債務</td><td>102,787</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td><td>-</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td><td>37,425</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>6,957</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>147,169</td></tr> <tr> <td>(+ + + +)</td><td></td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用(注1)</td><td>96,639</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>225</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>1,571</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>27,300</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,012</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>116,581</td></tr> <tr> <td>(+ + + + +)</td><td></td></tr> </table> (注1) 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td>2.00%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。) <table> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)		(千円)	退職給付債務	102,787	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	37,425	未認識数理計算上の差異	6,957	退職給付引当金	147,169	(+ + + +)			(千円)	勤務費用(注1)	96,639	利息費用	225	過去勤務債務の費用処理額	1,571	数理計算上の差異の費用処理額	-	確定拠出年金支払額	27,300	その他	6,012	退職給付費用	116,581	(+ + + + +)		退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	2.00%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>退職給付債務</td><td>299,861</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td><td>-</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td><td>32,435</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>37,595</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>294,701</td></tr> <tr> <td>(+ + + +)</td><td></td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用(注1)</td><td>150,141</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,682</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>850</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,700</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>199,742</td></tr> <tr> <td>(+ + + + +)</td><td></td></tr> </table> (注1) 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。) <table> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)		(千円)	退職給付債務	299,861	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	32,435	未認識数理計算上の差異	37,595	退職給付引当金	294,701	(+ + + +)			(千円)	勤務費用(注1)	150,141	利息費用	1,691	過去勤務債務の費用処理額	4,682	数理計算上の差異の費用処理額	850	確定拠出年金支払額	57,142	その他	3,700	退職給付費用	199,742	(+ + + + +)		退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年
	(千円)																																																																																				
退職給付債務	102,787																																																																																				
年金資産	-																																																																																				
会計基準変更時差異	-																																																																																				
未認識過去勤務債務	37,425																																																																																				
未認識数理計算上の差異	6,957																																																																																				
退職給付引当金	147,169																																																																																				
(+ + + +)																																																																																					
	(千円)																																																																																				
勤務費用(注1)	96,639																																																																																				
利息費用	225																																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	1,571																																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	-																																																																																				
確定拠出年金支払額	27,300																																																																																				
その他	6,012																																																																																				
退職給付費用	116,581																																																																																				
(+ + + + +)																																																																																					
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																				
割引率	2.00%																																																																																				
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																				
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																				
	(千円)																																																																																				
退職給付債務	299,861																																																																																				
年金資産	-																																																																																				
会計基準変更時差異	-																																																																																				
未認識過去勤務債務	32,435																																																																																				
未認識数理計算上の差異	37,595																																																																																				
退職給付引当金	294,701																																																																																				
(+ + + +)																																																																																					
	(千円)																																																																																				
勤務費用(注1)	150,141																																																																																				
利息費用	1,691																																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	4,682																																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	850																																																																																				
確定拠出年金支払額	57,142																																																																																				
その他	3,700																																																																																				
退職給付費用	199,742																																																																																				
(+ + + + +)																																																																																					
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																				
割引率	1.75%																																																																																				
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																				
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																				

（ストック・オプション等関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第18期 （平成20年3月31日）	第19期 （平成21年3月31日）																																																																						
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>77,276</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>33,188</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>347,349</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>16,917</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>474,730</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>474,730</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>334,939</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>70,743</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>59,883</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>297,967</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>763,532</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>763,532</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	77,276	未払事業税	33,188	賞与引当金	347,349	役員賞与引当金	16,917	繰延税金資産計	474,730	繰延税金資産の純額	474,730	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	334,939	役員賞与引当金	70,743	退職給付引当金	59,883	その他有価証券評価差額金	297,967	繰延税金資産計	763,532	繰延税金資産の純額	763,532	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>104,851</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>454,005</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>26,888</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,127</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>591,871</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,127</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>585,744</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収事業税</td><td>19,828</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>565,915</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>488,492</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>72,351</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>119,913</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,651</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>163,027</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>850,436</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,631</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>843,805</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>843,805</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	104,851	賞与引当金	454,005	役員賞与引当金	26,888	その他	6,127	繰延税金資産小計	591,871	評価性引当額	6,127	繰延税金資産合計	585,744	繰延税金負債		未収事業税	19,828	繰延税金資産の純額	565,915	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	488,492	役員賞与引当金	72,351	退職給付引当金	119,913	その他	6,651	その他有価証券評価差額金	163,027	繰延税金資産小計	850,436	評価性引当額	6,631	繰延税金資産合計	843,805	繰延税金資産の純額	843,805
繰延税金資産	（千円）																																																																						
未払費用	77,276																																																																						
未払事業税	33,188																																																																						
賞与引当金	347,349																																																																						
役員賞与引当金	16,917																																																																						
繰延税金資産計	474,730																																																																						
繰延税金資産の純額	474,730																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																						
賞与引当金	334,939																																																																						
役員賞与引当金	70,743																																																																						
退職給付引当金	59,883																																																																						
その他有価証券評価差額金	297,967																																																																						
繰延税金資産計	763,532																																																																						
繰延税金資産の純額	763,532																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																						
未払費用	104,851																																																																						
賞与引当金	454,005																																																																						
役員賞与引当金	26,888																																																																						
その他	6,127																																																																						
繰延税金資産小計	591,871																																																																						
評価性引当額	6,127																																																																						
繰延税金資産合計	585,744																																																																						
繰延税金負債																																																																							
未収事業税	19,828																																																																						
繰延税金資産の純額	565,915																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																						
賞与引当金	488,492																																																																						
役員賞与引当金	72,351																																																																						
退職給付引当金	119,913																																																																						
その他	6,651																																																																						
その他有価証券評価差額金	163,027																																																																						
繰延税金資産小計	850,436																																																																						
評価性引当額	6,631																																																																						
繰延税金資産合計	843,805																																																																						
繰延税金資産の純額	843,805																																																																						
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.8%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>42.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	その他	1.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5%	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>18.7%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>2.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>64.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	18.7%	評価性引当額	2.3%	その他	3.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.9%																																																
法定実効税率	40.7%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																																																						
その他	1.0%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5%																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	18.7%																																																																						
評価性引当額	2.3%																																																																						
その他	3.2%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.9%																																																																						

（企業結合等関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
-	共通支配下の取引等 1．結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2) 企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3) 結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4) 取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 （未収収益および未収入金） 負債の額 45,339千円 （未払費用および未払金） 2．実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

（関連当事者情報）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	-	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- (2) 調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任 役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	-
								45,339	未払費用・未払金	-

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	247,488円19銭	1株当たり純資産額	254,491円56銭
1株当たり当期純利益	44,177円86銭	1株当たり当期純利益	3,477円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円	損益計算書上の当期純利益	195,655千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円	普通株式に係る当期純利益	195,655千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

（重要な後発事象）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
重要な事業の譲受 1．その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下に入り、当社と同じ資産運用部門であるJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けました。 JPモルガン信託銀行株式会社の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考えます。 2．譲り受けた相手会社の名称 JPモルガン信託銀行株式会社 3．譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲り受けは、平成20年8月1日を予定しております。 4．譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年6月1日におけるJPモルガン信託銀行株式会社の資産運用部門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965千円、39,689千円であります。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,231百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
1	日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成20年12月 9 日	有価証券届出書
平成20年12月 9 日	有価証券報告書
平成21年 6 月 9 日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年 6 月 9 日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年11月5日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオの平成19年9月11日から平成20年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオの平成20年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、ＪＰモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月 5 日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオの平成20年9月11日から平成21年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦ中小型株・アクティブ・ポートフォリオの平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月24日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。